

## NPO法人静岡団塊創業塾の細則

### 1. 「正会員」「法人会員」資格、会費徴収

(定義)

第1条 「正会員」とは、会の定款に定める目的に賛同し、所定の会費を納入した個人及び法人のことをいう。

(会員登録)

第2条 入会申込書に記入し、会費と共に提出する。提出された個人情報、法人情報は、会の目的以外には使用しない。

(会費の額)

第3条 会費は、一年間の会員資格に対する費用とする。年度初めの5月末までに個人会員は年会費3000円を、法人会員は年会費5000円を納入する。途中退会等があっても会費は一切返金しない。(正会員は個人会員と法人会員の二種とする)

(会員特権)

第4条 会員は以下の権利を有するものとする。

1. 参加費免除 : 団創の開催する定期交流会等「くれば」での土曜日NPO活動日に無料で参加できる。
2. HP活用 : 団創のホームページに自身のPRのためのブログやHPのリンクを貼れる。
3. 情報受発信 : 団創メーリングリストで逐次情報を得られる。また自身の発信したい情報を逐次メーリングリストに投稿できる。
4. ミニセミナー : 「くれば」で開催するミニセミナーの講師を務められる。

(退会)

第6条 本人の申し出があればいつでも退会できる。会費納入が無い場合、一年間は休会とみなし、二年目に自然退会となる。

### 2. メーリングリスト

((目的)

第1条 団塊創業塾は、会員同士の連絡を漏れなくそして密度濃く行うためにメーリングリスト(以下MLと略す)を活用する。

(管理者)

第2条 MLの管理者は 理事とする。

理事の中の1人が管理責任者となり MLの運営の責任を持つ。

(運営)

第3条 会員は入会とともに 氏名・ニックネーム・メールアドレスをML管理者に提出する。

(個人情報保護)

第4条 提出されたMLにかかる情報は、目的(会員同士の情報交換)以外に使用してはならない。

(掲載情報)

第5条 会員同士を理解し、親睦を深めるため、会員に役立つと思われる情報を掲載する。

\*掲載についての制約事項

下記に係る事項は 掲載してはならない。

・誹謗中傷 ・金銭貸借・政治、宗教に関する勧誘・マルチ商法勧誘 ・常識を外れたこと

注-1) 微妙な内容で、判断が難しい時には 理事に相談し、指示を受けること。

注-2) ニックネームで発信する場合は本名を付記すること (新入会員のため)

### 3. 事業収入配分

(定義)

第1条 「事業収入」とは、法人として請け負い、行政や企業から法人に支払われた対価のことをいう。

(基本的考え方)

第2条 法人の営業活動によって得られた業務の対価であるので、一定の比率で法人の収入をプールし、残りを事業に関わった者の人件費、必要経費として支給する。

(分配比率)

第3条 想定される場合について、従来慣行より下記を原則とする。

事業収入配分:業務受託料の20%を法人運営費としてプールし、残額を経費とする。

仲介料(講演・業務委託等):5%~20%を徴収し、残額を支給する。

仲介率は、その都度、理事会で検討し裁定する。

※但し講演料が1万円未満の場合は仲介料は徴収しない

《上記以外》

今後団創事業形態の多様化により、状況の異なる事案が発生した場合は、その都度理事会で審議し、個々に運用を決める。

#### 4. 費用負担と支給基準

(趣旨)

第1条 NPO法人静岡団塊創業塾の公的活動にかかる、費用負担に関して必要な事項と支給基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 「公的活動」とは、会の定款に定める目的を達成するための活動であり、以下の業務を対象とする。

- ① 当会の事業に必要な営業及び打合せ等への出席
- ② 理事会で必要と認めた視察・研修への出席
- ③ 「くれば」でのスタッフ（講師・進行役）業務

(支給基準)

第3条

1. 交通費：自宅～目的地～自宅までの交通費を支給する。  
但し、自動車を使った時には、走行距離により 20 円/km を支給する。  
公共交通機関の利用を基本とし、列車は普通料金、タクシーはやむを得ぬ場合のみ利用とする。
2. 日当：理事会で認める活動を行った場合は日当 1000 円を支給する。
3. 食費：昼夕食時間をまたぐ公的活動に参加した場合は、1,000 円程度/人の食事代実費を支給する。(領収書 要)  
また、昼夕食時間をまたがない公的活動に対しては、茶菓子代として 500 円程度/人を支給する。(領収書 要)
4. 印刷費：公的活動に必要な印刷物を自宅で作成した場合は、白黒=5 円/枚 カラー=10 円/枚を支給する。
5. 参加費：理事会で承認された有料セミナーに会員を派遣する場合は、参加費を支給する。(ただし 懇親会費は支給しない)

(承認)

第4条 上記費用を請求する場合は、あらかじめ理事の承認を受けなければならない。

(例外)

第5条 理事長は、上記以外でも必要があると認める場合は、会計からの費用負担を認めることができる。

#### 5. 名刺製作

(趣旨)

第1条 会員が外部へのPRに使う名刺に関して、ルールを定める。

(定義)

## 第2条

会員の要請により「くれば」で編集印刷し、用紙代やインク代は団創で負担する。

(基本的考え方)

第3条 本人が「NPO法人静岡団塊創業塾」の会員であることを伝え、「くれば」の広報活動や入会の勧誘をする際のツールとする。

(取り決め)

第4条 下記のルールに従って製作するものとする。

《構成》

団創ロゴ、肩書き、氏名、写真、事務所データ（固定）、  
個人データ：住所、電話番号、メールアドレス、等本人の意思で表示する。  
本会と関わりがない肩書きは記入しない。

《肩書き》

“理事”（理事長、副理事長）、“会員”の2区分とする。

“くれば座団員”を（ ）付きで表記できる。

※今後活動がひろがり、他に明示したい所属が生まれた場合は理事会で承認後加える。

## 附 則

この細則は、令和6年1月20日から施行する。

この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない

## 雑則

イベント参加費について

1、「くれば」開催セミナー：原則として1回一人300円とする

(土曜日、個人相談等の特例日を除く)

2、リモート参加：原則として無料

参加回数が多い場合は、1年間の参加状況に応じて、寄付金を募る。

(目安：1回100円程度 例：毎月1回なら1000円、毎週なら5000円

あくまで自己申告とする)

定期総会後の年会費とともに集金する。

リモート講座の講師・管理者は参加費無料、謝礼も原則としてない